

令和3年2月26日

各位

NPO法人京田辺市社会体育協会
会長 井上 晃 志
【印省略】

施設利用の制限について（令和3年2月26日時点）

平素は、本協会の発展のためにご協力をいただきまして誠にありがとうございます。

さて、一部では、京都府における緊急事態宣言が3月7日までの期限を前倒しして解除する可能性が報道されておりますが、京田辺市より下記の通り連絡が来ましたのでお知らせ致します。

スポーツ団体の皆様には何かとご不便をお掛けしますが、何卒ご理解ご協力をお願い致します。

記

1、小中学校の使用（学校開放事業）について

- ・当初の予定通り令和3年3月7日までは午後7時まで（継続）
- ・令和3年3月8日以降は従来の利用時間に戻る予定となっておりますので、各団体で申請を行ってください。

2、有料公園施設等の営業時間について

- ・京都府への緊急事態宣言が解除され次第、田辺中央体育館ホームページ及び本協会 Facebook 等で発表

問い合わせ先

NPO法人京田辺市社会体育協会

TEL：29-9008 FAX：62-1534

メール：jimukyoku@kyotanabe-taikyo.jp